

# は し が き

我が国の水道は、現在普及率が97%を超え、国民生活に必要なライフラインとして極めて重要な役割を担っている。特に簡易水道事業については、農山漁村等を中心として、地域住民の生活環境の改善に大きく貢献するなど、その果たす役割は、大変重要である。

一方、今日の簡易水道事業は、未普及人口の早期解消に向けた取組や、既存施設の大量更新期を迎えることに対する着実な改良・更新とその財源確保、昨今、頻発している地震や集中豪雨等の自然災害に対する安全対策、少子高齢化の進展や節水型社会への移行等、社会経済情勢の変化に対応した効率的な経営や維持管理が求められるなど様々な課題を抱えている。

こうした課題に着実に対応していくためには、事業の統合・広域化など地域の実情を踏まえた経営形態の見直しや、適正な料金の見直しなど、更なる経営改革に積極的に取り組み、事業の経営基盤及び組織体制を一層強化していく必要がある。また、公営企業会計の適用については、本年1月、総務大臣通知により、平成27年度から平成31年度までの5年間を集中取組期間とし、簡易水道事業等を重点事業に位置付け、その推進に取り組んでいただくよう要請したところである、

人口3万人以上の市町村等が実施する簡易水道事業については、集中取組期間内に移行することが必要であり、3万人未満の市町村等についてもできる限りこの間に移行することが必要となる。

総務省においては、公営企業会計の適用について、着手から完了までの手順や留意点等を取りまとめたマニュアルを策定したところであり、併せて、所要の経費に対する地方財政措置の拡充、アドバイザー派遣や関係各機関等における研修の充実、継続的な助言・情報提供等を行うこととしている。

総務省では、従来から事業の経営状況を客観的に捉え、類似団体との比較を行うための統計資料として、「簡易水道事業年鑑」を作成しているところである。

本年鑑は、平成25年度地方公営企業決算状況調査を基礎とし、簡易水道事業について、その決算、業務状況等について集計したものである。

本年鑑を、簡易水道事業の経営分析のための基礎資料として積極的に活用され、健全な経営の維持に自主的・自律的に取り組んでいただきたい。

平成27年3月

総務省自治財政局公営企業経営室長  
廣 澤 英 治